

第10回 受け入れの体制整備②

今回は実習生の生活に必要な物品や、受け入れに当たり整備すべき書面などを説明する。

実習生は自分の身の回りにある最低限の物品のみを持って入国する。そこで、まずは生活基盤となる寮の準備が必要。その寮には基準があり、居住スペースとして一人あたり4・5平方メートル(約3畳)が必要となる。2年目以降に夜勤勤務に入る場合は、日勤者と部屋を分ける必要も出てくる。賃貸物件を借りる場合は受入施設が借主となるが、労使協定により徴収できる寮費の金額に上限が設定されている場合があるので、注意が必要

今からでも遅くない
賢い介護技能実習生の

活用術

ライフケア医療介護事業協同組合
専務理事 庄司孝正



生活に必要な物品、事前準備を

◆必要な帳簿

- ① 技能実習生の管理簿(技能実習生の名簿、技能実習生の履歴書、技能実習生のための雇用契約書、雇用条件書、技能実習生の待遇に係る記載がされた書類)
- ② 認定計画の履行状況に係る管理簿
- ③ 技能実習生に従事させた業務及び技能実習生に対する指導の内容を記録した日誌

おきたい。実習生はLINEなどスマホの無料通話アプリで家族と連絡を取り合うケースが多いからだ。実習生と受入施設、監理団体の三者でアプリのグループを設定すれば、相談しやすい関係づくりや円滑な連絡にも役立つだろう。

このように、実習生の生活に必要な全般の準備を受入施設が行うことになるので、総務担当者を交えた事前準備が欠かせない。

また、入居当日は実習生がまだ不慣れな分、当面の食材の買出しなどに、生活相談員が同行することが望ましい。これも相談しやすい人間関係づくりにつながる。

旅券預かりに注意

受入施設は、表の通り帳簿書類を作成し、事業所に備えておかねばならない。保管期間は、基となる技能実習の終了した後1年間だ。

帳簿書類以外に実習期間を通じて注意しておきたいのは、受入施設がやってはいけない事柄だ。

例えば、実習生の在留カードやパスポートの預かり。施設側の言い分としては、「紛失してはいけないから」と聞かすが、実習生の拘束につながる判断される。このように良かれと思ってやったことが、不正行為に当たるとケースがあるので、注意してほしい。

次回は罰則規定について書いていく。

庄司孝正プロフィール
ライフケア医療介護事業協同組合 専務理事
1999年から大手企業グループで介護保険制度スタートに伴う新規事業立ち上げプロジェクトに参画。以降およそ20年にわたって介護業界に身を置き、施設運営や企業経営などに従事。2017年からライフケア医療介護事業協同組合の専務理事を務めている。現在は監理団体での外国人技能実習制度に関する業務に携わるほか、介護分野における同制度の普及・啓発に向けた活動を行う。